



火災予防上の命令を 受けている防火対象物

命令を受けている防火対象物の公示

消防機関が立入検査等により、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令等を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。十和田地域広域事務組合消防本部では、火災予防上の命令を発している対象物について、利用者や近隣の方々が不測の損害を被ることを防ぐため、その所在地や名称等をお知らせしています。

公示の根拠

消防法施行規則第1条

十和田地域広域事務組合火災予防条例施行規則第26条

危険物の規制に関する規則第7条の5

十和田地域広域事務組合危険物の規制に関する規則第19条

問い合わせ先

十和田地域広域事務組合消防本部予防課

☎0176-25-4113(予防課直通)

※対応可能時間:平日8:30~17:15